

ともに生き、ともに支え合う地域へ

八潮市障害福祉計画

問 障害福祉課 ☎453

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されましたので、障害福祉サービス等の明確な数値目標を定め、具体的なサービス展開を図る実施計画として、「八潮市障害福祉計画」を策定しました。今回は、この計画の概要についてお知らせします。

計画の性格

八潮市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条において作成が定められており、国の基本方針に即し、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画と定義されています。「八潮市障害福祉計画」は「第2次八潮市障害者行動計画（平成17年3月策定）」の中のサービス基盤整備計画として位置付けられます。

計画の期間

障害者自立支援法では、市町村が作成する障害福祉計画の期間について、平成20年度までを第1期とし、平成20年度に必要の見直しを行い、平成21年度から3年間の第2期の計画を定めるものとされています。

【計画期間】

平成	17	18	19	20	21	22	23
西暦	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11

第2次八潮市障害者行動計画
八潮市障害福祉計画 第1期 第2期
策定 見直し

具体的事業

- ①訪問系サービスの充実
「居宅介護（ホームヘルプサービス）」で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ②重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ③行動援護
自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

② 日常的支援の充実

- ①短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ②生活介護
常に介護を必要とする方に、昼間入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ③療養介護
医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
- ④児童デイサービス
障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

③ 自立訓練の充実

- ①自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ②就労移行支援
一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 居住系サービスの充実

- ①共同生活介護（ケアホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ②共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ③施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）
施設に入所する方に、夜間や休日入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑥ 相談支援の充実

- ①指定相談支援（サービス利用計画作成）
障害福祉サービスを利用し、自らサービスに関する調整が困難な方で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる方に対し、サービス利用計画を作成します。
- ②相談支援
相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある方の権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある方が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように支援します。

⑦ 移動・コミュニケーション等の支援

- ①移動支援
屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
- ②コミュニケーション支援
意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、意思疎通の円滑化を図ります。
- ③日常生活用具給付・貸与
障害のある方に対して、特殊寝台

- ②就労継続支援（A型・B型）
一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑤ 居住系サービスの充実

⑧ 日常的活動の場の確保

- ①地域活動支援センター
創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。
- ②機能強化事業
センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）があります。

⑨ 日常生活・社会生活の自立支援

- ①訪問入浴サービス
重度の身体障害のある方に、自宅を訪問し、入浴サービスを行います。
- ②更生訓練費給付
就労移行支援事業、または自立訓練事業を利用しての方、および身体障害者更生支援施設（身体障害者療養施設を除く）に入所している方に、更生訓練費を支給します。
- ③施設入所者就職支度金給付
施設に入所若しくは通所している方が更生訓練を終了し、または就労移行支援事業・就労継続支援事業等を実施する通所による援護事業を利用し、就職等により自立する方に就職支度金を支給します。
- ④点字の広報発行
文字による情報入手が困難な視覚障害者等のため、広報やしお点字版を発行します。
- ⑤自動車運転免許取得・改造助成
自動車運転免許の取得や自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。
- ⑥ふれあい療育相談
障害のある子どもとその家族に対し、専門的知識を有する方（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士・保育士）による集団指導や個別相談などを行います。

障害福祉サービス見込み量

サービス		19年度	20年度	23年度	単 位
訪問系サービス	居宅介護				時間/月
	重度訪問介護	852	1,004	1,931	
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
日中活動系サービス	生活介護	154	286	858	日/月
		7	13	39	実人数/月
	自立訓練（機能訓練）	44	44	44	日/月
		2	2	2	実人数/月
	自立訓練（生活訓練）	0	0	110	日/月
		0	0	5	実人数/月
	就労移行支援	22	22	44	日/月
		1	1	2	実人数/月
	就労継続支援（A型）	0	0	22	日/月
		0	0	1	実人数/月
就労継続支援（B型）	44	66	176	日/月	
	2	3	8	実人数/月	
療養介護	0	0	1	実人数/月	
児童デイサービス	8	9	20	人日/月	
短期入所	67	80	119	人日/月	
居住系サービス	共同生活介護	9	11	18	実人数/月
	共同生活援助				
施設入所支援	11	16	44	実人数/月	
相談支援	指定相談支援	2	5	10	実人数/月